

# 第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

---

第2章 めざすまちの将来像

---

第3章 重点方針と施策分野

---

第4章 計画の推進方策

---

# 第1章 まちづくりの基本理念

本町が定める北広島町町民憲章を、まちづくりの基本理念として下記の通り示します。

## 北広島町町民憲章

### 前文

私たちは、先人たちの思いを受け継ぎ、源流域の自然と田園文化が息づく北広島町で暮らすことに誇りを持ち、平和で豊かな郷土を築くためにこの憲章を定めます。

### 本文

1. 自然の恵みを大切にし、生かし、美しく住みよい町をつくりま
1. 伝統を大切にし、文化を高め、次世代につながる町をつくりま
1. 人を大切にし、互いを認め、思いやりのある町をつくりま
1. 地域の産業を大切にし、希望あふれる町をつくりま
1. 健康を大切にし、笑顔が輝く、活力ある町をつくりま

平成 27 年2月1日制定

## 第2章 めざすまちの将来像

### 1. めざすまちの将来像

人口減少、少子高齢化、過疎化といった社会状況の急激な変化の中において、北広島町がこれからの10年も輝き続けるために、そして、北広島町の未来を担う世代がこの場所で自分の力を発揮したい、貢献したいと思えるまちとなるために、北広島町がこれまで培ってきた「本物の暮らし」を、一人ひとりの力で維持・発展させ、発信していくことが大切です。

北広島町には、多様な自然やこれまで脈々と培われてきた歴史・文化にふれ、温かな人のつながりを通じて“感動”が生まれる暮らし、生活の土台にある水・森をはじめとした豊かな自然環境と共生し、その力を最大限に生かす持続可能な暮らし、農村の価値を見直しながら自分らしく働くことができる暮らしがあります。北広島町が次世代に、町内外に堂々と価値を伝えられる「本物の暮らし」にさらに磨きをかけ、子どもたちに対する教育や、農山村交流、神楽や花田植等の歴史・文化、町民相互の交流・活動等をさらに発展させることにより、北広島町だからこそ味わえる感動を新たに創造し、提供できるまちをめざします。

そして、産業の集積地として、都市との近接性と北の交流拠点として、地の利を活用したまちづくりを推進し、人が集い、つながり、行き交う、にぎわいのあふれた活力あるまちをめざします。

こうして掲げたまちの将来像の実現に向けたスローガンを、「新たな感動・活力を創る 北広島 ～人がつながり、チカラあふれるまち～」とします。新たな制度や仕組み、テクノロジーの導入を積極的に行いながら、住民や地域、企業・団体、行政が総力を結集し、北広島町に暮らし、関わる一人ひとりが、自分らしく活躍し、様々な人とつながり、多様な発想や活動が生まれ、みんなが主役のまちづくり、人がつながり、力（チカラ）にあふれたまちづくりを推進します。

めざすまちの将来像

**新たな感動・活力を創る北広島**

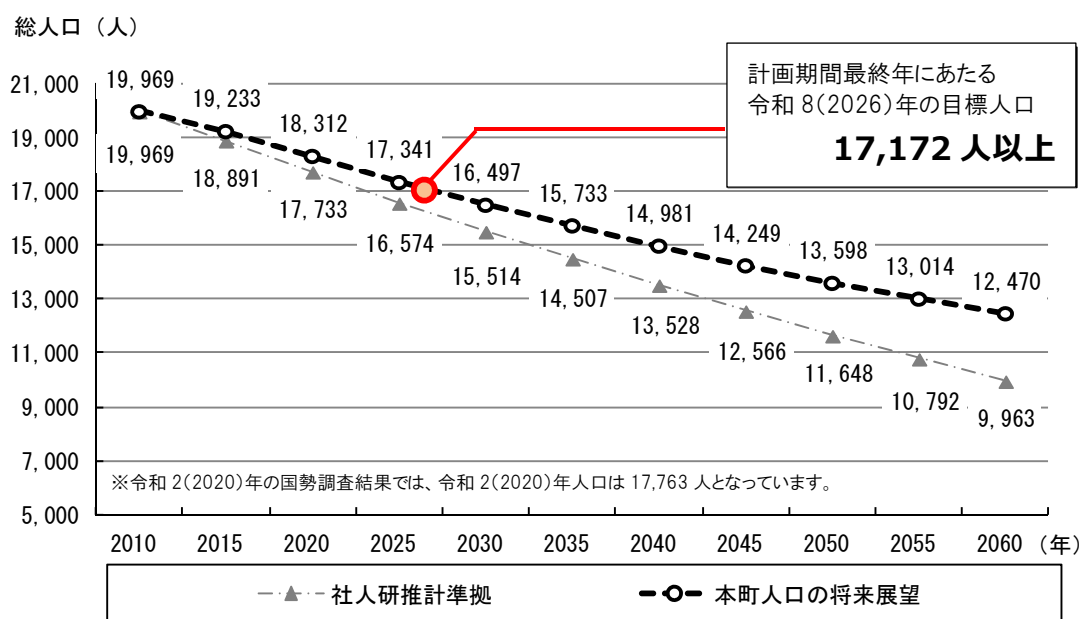
～人がつながり、チカラあふれるまち～

## 2. 目標人口

本町人口ビジョンでは、出生率の改善と転入増加・転出抑制の施策を推進することで、令和 7(2025)年の目標人口を 17,341 人と定めており、本計画においては、本町人口ビジョンを踏まえ、計画期間の最終年となる令和 8(2026)年の人口を 17,172 人以上とすることを目標とします。

なお、本町人口ビジョンは平成 27(2015)年の国勢調査結果を基に国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研という)において推計されたものを基準としていますが、令和2(2020)年の国勢調査結果における人口は 17,763 人と推計値を上回る状態で推移しているものとみられ、今後も目標を下方修正することなく、人口維持をめざすものとします。

### ■ 総人口の推移と推計



※本町人口ビジョンで定めた本町人口の将来展望では、社人研の推計値に基づき、出生に関する仮定として

○合計特殊出生率<sup>\*</sup>について、2025 年に県民希望出生率である 1.85、2035 年には人口置換水準である 2.07 として以降一定で推移するものと仮定

○2015 年から 2025 年、2025 年から 2035 年の合計特殊出生率は段階的に上昇するものと仮定

また、移動に関する仮定として

○社人研推計による純移動率を基本としつつ、平成 22(2010)年から平成 27(2015)年の直近の転入・転出状況を加味し(住民基本台帳人口より)、2015 年から 2060 年まで、5年ごとの社会動態が社会増で推移するものと仮定

上記の通り設定し、推計を行いました。

※本計画における令和8(2026)年の将来人口の見通しは、2025 年から 2030 年の5年間の人口増減数から、1年間の人口増減数を割り出し算出しています。

# 第3章 重点方針と施策分野

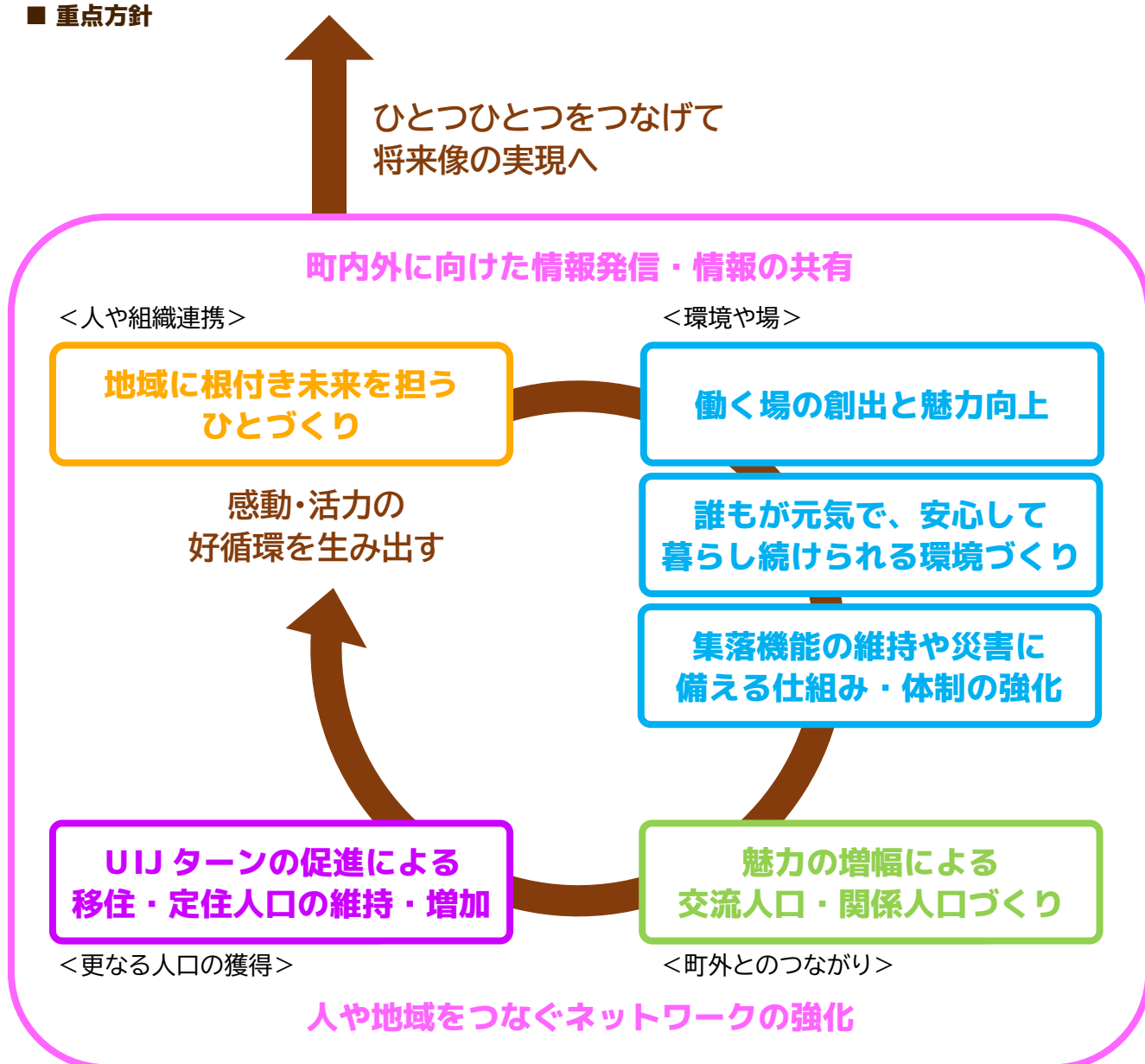
## 1. 基本構想

### ■ めざすまちの将来像

# 新たな感動・活力を創る北広島

～人がつながり、チカラあふれるまち～

### ■ 重点方針



## 2. 重点方針

本町のめざす将来像を実現するため、前期基本計画の重点方針に加えて情報発信・情報共有などを重視しながら、それぞれが循環していくイメージを持たせるとともに、Iターン、Jターンについても目を向け、移住・定住の前段階となる交流・関係人口<sup>※</sup>の創出にも力を入れていくものとしています。

### 地域に根付き未来を担うひとづくり

あらゆるまちづくりにおいて、推進の主体となるのは「ひと」であり、本町では「ひとづくり」に重点的に取り組みます。本町に立地する企業の就業者、農業をはじめとする産業の担い手、地域活動の担い手等、地域に根づくひとづくりを推進します。また、本町の自然・歴史・文化と積極的に関わり、地域の人と交流することで、本町で育ったことへの誇り、このまちの一員としての意識を持つ、未来の北広島町を担う子ども・若者・大人の育成に重点的に取り組みます。

### 働く場の創出と魅力向上

北広島町の働く場としての魅力を高めるとともに、本業に加えて農を生活に取り入れる「半農半X」やパラレルキャリア<sup>※</sup>等、多様な働き方が可能なまちづくりを進め、定住促進の観点から町内外に提案・発信します。また、産地強化等による魅力ある農業基盤をつくり、新規就農者等の農業の担い手確保に重点的に取り組みます。併せて、就業者の確保や販路拡大に向けたマッチング支援等、本町に立地する企業の事業環境の向上に取り組みます。

### 誰もが元気で、安心して暮らし続けられる環境づくり

すべての人がいつまでも健康で元気に暮らし続けられるよう、子どもから高齢者まで、ライフステージ<sup>※</sup>に応じた健康づくり、元気づくりを推進します。学校においては「安全文化」の創造と総合的な危機管理の充実による学校事故の防止に取り組みます。そして、子育て家庭が安心して子育てができ、障がいのある人や要介護者、認知症のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境を、住民・地域・団体・民間事業者・行政の協働によりつくります。

### 集落機能の維持や災害に備える仕組み・体制の強化

人口減少や後期高齢者の増加等による人口構造の変化、過疎化の進行による集落機能の低下、大規模災害の発生等、今後想定されるリスクを踏まえ、集落機能を維持するための協働の仕組みづくりや交通、買い物等の生活利便性確保に向けた対策、災害への対策・対応を強化します。

## 魅力の増幅による交流人口・関係人口づくり

豊かで多様性のある自然環境や多彩な特産物、神楽や花田植等の生活に根付いた歴史・民俗文化、「する」「みる」「ささえる」スポーツなど、北広島町の魅力・強みをさらに伸ばし、たくさんの方に来訪していただくことで、交流人口の増加を図ります。また、オンライン観光や通信販売、ふるさと納税等をきっかけとして、特産品や本町自体へのファンをつくり、本町出身者や親戚関係者及びゆかりのある方だけではなく、幅広く外から北広島町を支えてくれる関係人口の構築にも力を入れます。

## ユーアイジエイ UIJターン<sup>※</sup>の促進による移住・定住人口の維持・増加

本町を訪れたことがある方を中心に、さらに本町の自然環境や人のつながり、住みやすさなど移住・定住先としての魅力や“他との違い”を効果的に発信することで、UIJターンを促進します。本町で育つ子どもたちへのふるさと教育、世代間交流についても、UIJターン促進の視点を持ちながら実施します。

## 町内外に向けた情報発信・情報の共有

本町では市域が広く、芸北、大朝、千代田、豊平の旧町単位で地域活動や行政施策などが完結してしまい、地域を越えた情報の共有が不十分です。さらに、北広島町の魅力を整理した観光情報や移住・定住の情報などを町外、県外に広げていくことも必要です。現在、あらゆる場面でこれらの情報発信や情報共有が不足かつ求められており、今以上に強化した取組を進めていきます。

## 人や地域をつなぐネットワークの強化

これまでの前期基本計画によりひとづくり、場づくりの方針を推進してきた結果、ひとや環境は育っている状況が散見されます。しかしながら、旧町単位での独自性が高く、それぞれが単独で動いており、かつ地域住民、企業・組織同士の連携が不足していることから、点・線の施策から面の施策の展開となるよう、ネットワークを強化していきます。

## 3. 施策分野

「めざすまちの将来像」を実現するため、重点方針を踏まえつつ、下記の5つの施策分野のもと、取組を進めます。

### 施策分野I 活力ある産業の創造と成長

---

産業の担い手確保や農産物のブランド化、町内企業の経営力強化への支援等により町内産業を活性化し、自らの適性に応じて多様な働き方が可能な働きやすいまち、雇用環境が充実したまちをめざします。

### 施策分野II にぎわいと活気に満ちたまちづくり

---

本町が有する自然や歴史・文化を次世代に継承し、その魅力を町内外に発信するとともに、観光プロモーション※に官民協働で取り組みます。また、移住・定住を促進する総合的な環境の整備や、人・自然・歴史・文化にふれられる学びにあふれたまちづくり、ふるさとへの誇りの醸成に取り組みます。

### 施策分野III 安心して元気に暮らせる地域の創出

---

健康で元気に暮らし続けられるための環境整備や支援を推進するとともに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、生活困窮者等、誰もが安心して暮らすことができるまちづくり、助け合い・支え合いにあふれたまちづくりを推進します。

### 施策分野IV 生活基盤の強化・強靱化

---

買い物や医療・福祉サービス等、生活機能を維持するための拠点づくり、交通・情報環境の整備等によるネットワーク化等、生活のしやすいまちづくりを推進します。また、人々の営みの基盤となる自然環境の保全や美しい景観の継承、災害や犯罪等への対策を強化します。

### 施策分野V 住民のための行財政運営

---

住民の自発性に基づく取組に行政が支援する、住民と行政が共に活動するなど、住民と行政の協働によるまちづくりと地域を担うひとづくりを推進します。また、本町を取り巻く厳しい財政状況を踏まえた、職員一人ひとりの能力を生かした効果的で効率的な行政組織の構築に今後も取り組みます。



## 4. 計画の体系

施策分野	基本的な方向性	施策の展開
I 活力ある産業の 創造と成長	1 農業・畜産業の振興	①農用地の保全・集積
		②多様な担い手の育成・確保
		③環境に配慮した農業形態の実現
		④農畜産物のブランド化及び販売強化
		⑤農業を支える基盤づくり
	2 林業・水産業の振興	①森林環境の保全と活用
		②林業を支える基盤づくり
		③水産業を支える基盤づくりと河川環境の保全・活用
	3 商工業の振興	①商工業を支える基盤の強化
		②魅力ある商工業機能の形成と特色ある取組展開
		③経営力強化に向けた支援
		④企業立地の促進と立地環境の向上
	4 起業支援と担い手育成	①起業への支援と担い手づくり
		②雇用機会の確保・拡充
		③就労に係る情報提供と相談体制の充実
	II にぎわいと活気に 満ちたまちづくり	1 暮らしの基盤となる住環境の充実
②定住につながる質の高い住まいの整備		
③公園や広場等の身近な生活環境の整備・充実と適切な管理		
2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり		①子育て家庭に寄り添う多様な支援
		②保育サービス等の充実
		③子どもの遊び・学びを創る環境の整備・充実
		④結婚促進へ向けての支援
3 すべての人への充実した教育・学びの提供		①郷土を愛し地域を担う人材の育成
		②学校経営と校種間連携の基盤強化
		③「体・徳・知」のバランスのとれた力の育成
		④安全・安心な教育環境の充実
		⑤地域による教育力の向上と青少年健全育成環境づくり
		⑥生涯学習の推進と、学びをまちづくりに生かす活動の推進
4 歴史・文化・伝統の継承と発信		①自然や歴史・文化遺産の保全と利活用
		②芸術文化活動の推進
		③文化財や文化施設等の相互連携と有効活用
5 移住・定住を促すPRと受け入れ体制の強化		①総合的な移住・定住促進体制の強化
		②移住・定住先としての魅力づくりとPRの強化
		③UIターン支援体制の充実
6 交流を生むまちの魅力づくりと観光振興		①「地元愛」による地域ぐるみの観光振興
		②「稼ぐ」観光関連産業づくり
		③観光地としての満足度の向上
		④国内外に向けた「きたひろしまの魅力」発信
		⑤一体的・持続的な観光推進
7 スポーツを通じたまちづくりの推進		①生涯スポーツを通じたまちづくり
		②競技スポーツを通じたまちづくり

施策分野	基本的な方向性	施策の展開
Ⅲ 安心して元気に暮らせる地域の創出	1 地域福祉の推進	①地域ぐるみで取り組む人にやさしいまちづくり ②ひとり親家庭や生活困窮者等への支援
	2 健康づくり・元気づくりの推進	①健康寿命の延伸に向けた元気づくりの推進
		②地域医療体制の整備・充実
		③妊娠期からの切れ目ない支援の推進
	3 高齢者福祉の推進	①社会参加・生きがい活動の促進
		②介護予防の推進
		③在宅介護支援及び介護サービス提供体制の充実
		④認知症高齢者施策の充実
		⑤高齢者の権利擁護とサービスの質の確保
	4 障がい者福祉の推進	①自立した暮らしの支援
		②就労・地域活動の支援
	5 人権の尊重・共生社会の実現	①人権教育・啓発の推進と相談体制の充実
		②男女共同参画の推進
		③誰もが安心して暮らせるまちづくり
		④多文化共生社会の構築・実現
Ⅳ 生活基盤の強化・強靱化	1 地域の拠点づくりとネットワークの形成	①地域特性を生かした計画的な土地利用の推進
		②多彩な拠点の形成とネットワーク化の推進
	2 交通環境の整備と移動に係る利便性の確保	①町内外をつなぐ広域道路網の整備促進
		②町内の道路ネットワークの充実
		③安全で快適な道路環境と維持管理の充実
		④生活交通の維持と確保
	3 情報通信技術の基盤整備と利活用の推進	①地域情報通信基盤の整備と電子自治体の構築
		②多彩な拠点の形成とネットワーク化の推進
	4 生物多様性の保全と持続可能な循環型社会の形成	①持続可能な資源循環型社会の実現
		②環境保全の意識啓発と活動の支援
		③再生可能エネルギーの利活用等による環境保全対策の推進
		④生物多様性の保全
		⑤地域ぐるみで取り組む美しい環境と景観づくり
		⑥自然と歴史・文化と暮らしが息づく環境と景観の保全・創出
	5 水を大切に作る暮らしの維持	①上水道の整備
		②污水处理施設の整備及び円滑な下水等の処理
	6 災害や緊急時に強い地域社会の実現	①防災体制と災害時の対応強化
		②持続可能な消防力の確保
	7 安全な暮らしの確保	①協働による除雪対策の推進
		②防犯対策・消費者保護対策の充実
		③交通安全対策の充実
Ⅴ 住民のための行財政運営	1 町民と行政による協働のまちづくり	①行政情報の共有と広聴機会の充実
		②住民と一体となったまちづくり
		③コミュニティ施設の整備・充実と有効活用
	2 健全な行財政改革	①広域的な連携の推進
		②効率的な行政運営の推進
		③健全な財政運営の推進
		④地方公営企業等の経営改善

# 第4章 計画の推進方策

## 1. 計画の推進方策

### (1) 総合計画推進プロジェクトチーム（仮）による推進

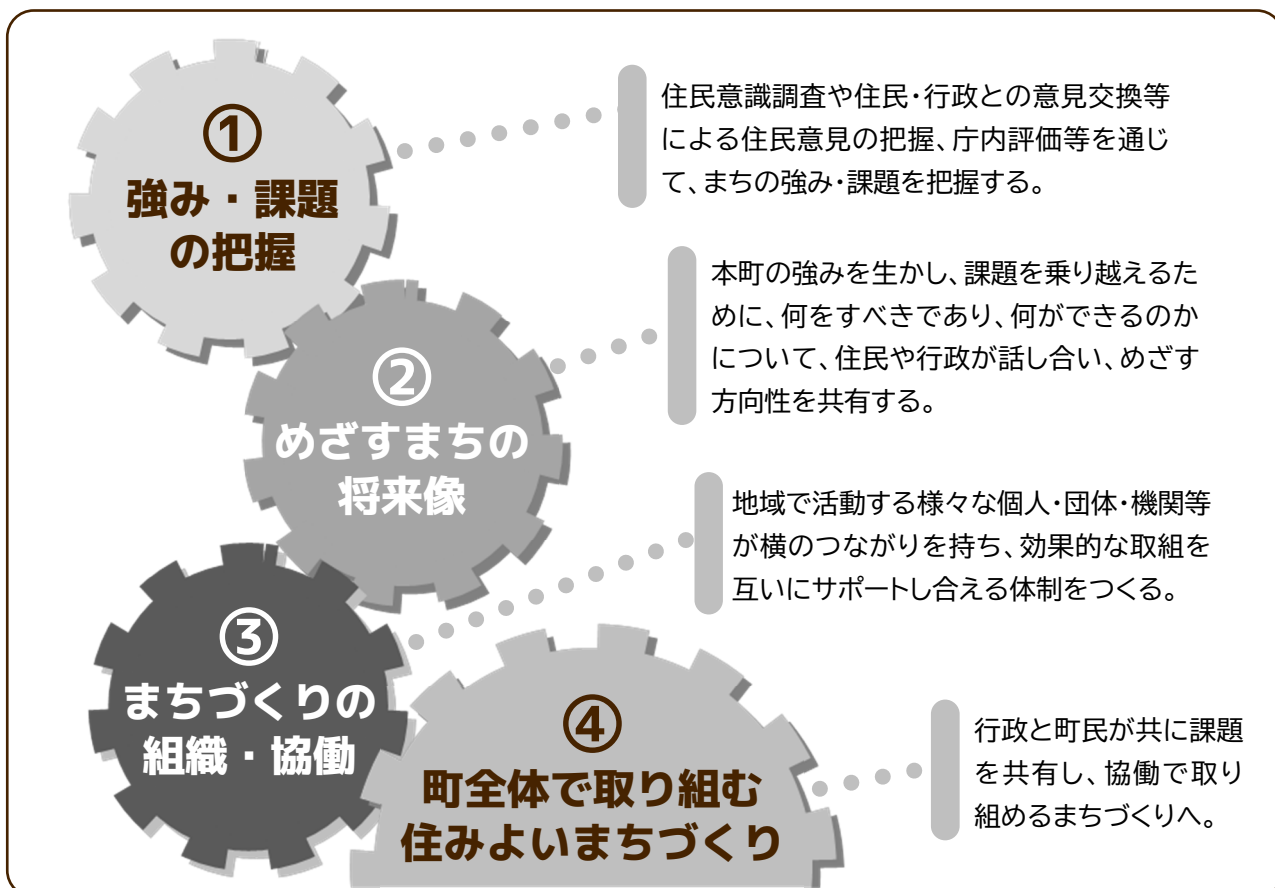
庁内での推進チームを立ち上げ、重点方針のもとで設定する重点的な取組を中心に施策の選択と集中、庁内評価を行い、計画を推進します。

また、本計画の記載内容を基本としつつ、様々な社会情勢や町の状況に合わせた柔軟な対応により、本町の人口維持・拡大及び地域の活性化を最優先とした施策の展開を図ります。

### (2) 地域との連携

町内4つの地域協議会を中心に、地域の自主性を尊重し、町と連携を図りながら、効果的なまちづくりを推進します。また、「めざすまちの将来像」の実現に向けて、官民が定期的に検討する仕組みを設けます。さらに、協議会ごとの取組を支援するだけでなく、個人・団体・機関等の横のつながり、地域間連携を促し、効果的な課題解決につながるよう支援します。

#### ■ 地域との連携による計画推進のプロセス



### **(3) 広域連携及び国・県との連携**

---

広島広域都市圏や近隣市町との連携、国や広島県との連携を図り、効果的なまちづくりを推進します。

### **(4) 民間事業者・関係機関とのパートナーシップ**

---

民間のノウハウや技術を積極的に活用し、「産官学金※」がそれぞれの強みを発揮しながらまちづくりを推進します。

## **2. 計画の進捗を評価・検証する体制の構築**

本計画で設定する目標の達成状況を評価・検証し、効果的な施策の改善を図る体制として、まちづくり総合委員会を引き続き設置します。評価・検証は、数値目標やKPI※(ケーピーアイ)の設定、アンケート調査による町民満足度の経年的な把握等により、客観的な数値を用いて実施します。